

委託販売品選定基準

(目的)

第1条 この基準は、燕三条の観光と産業の情報発信拠点、燕三条駅観光物産センター（以下「観光物産センター」という。）の委託販売品の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定方針)

第2条 観光物産センターの委託販売品は、燕三条ブランドの確立、産業観光推進及び地域のイメージアップを図るため、産業観光に資する企業のデザイン性に優れた製品を中心に選定する。

(選定基準)

第3条 観光物産センターの委託販売品は、製品の製造現場・ショールームなどへの観光客の受入を可能とする企業の次に掲げる製品とする。

- (1) 燕三条ブランド認証製品
- (2) グッドデザイン賞受賞製品（概ね過去10年間）
- (3) ニイガタIDS（イデス）デザインコンペティション受賞製品（概ね過去10年間）
- (4) ジャパン・ツバメ・インダストリアルデザインコンクール受賞製品
（概ね過去10年間）
- (5) 経済産業大臣が指定する「伝統的工芸品」

2 理事長が特に必要と認めた製品